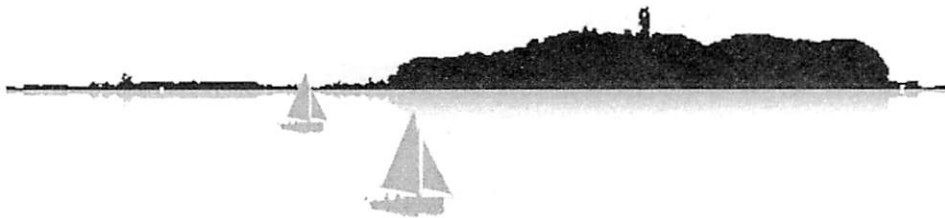


平成31年度
神奈川県の実策・制度・予算に関する要望
(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市
2018/6

要望にあたって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年の当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2020において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、重点的に施策、事業に取り組んでおります。

広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

あわせて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、残された期間も、開催までの積極的な支援と、大会以降の地域の活性化につながるレガシー創出のため、神奈川県と一体となって、精力的な取組を進めてまいりたいと考えております。

ついては、当市が平成31年度の施策を展開する上で重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年(平成30年)6月

藤沢市長

鈴木恒夫

内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望	1
1 大会開催に向けた支援について.....	2
2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について	6
個別重点課題	8
1 GPS波浪計の設置について.....	9
2 街頭防犯カメラの設置について	11
3 介護支援専門員研修等の充実について	13
4 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について.....	15
5 学校教育施策の充実について	17
6 特別支援学校の過大規模解消について	19
7 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について.....	21
8 不法投棄の防止について	23
9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について.....	25
10 道路の整備促進について.....	27
11 相鉄いずみ野線の延伸について.....	29
12 河川の整備促進について.....	31
13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について.....	33
広域的重点課題.....	36
1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の拡充について	37
2 企業版ふるさと納税制度について	39
3 法人住民税の国税化見直しについて.....	41
4 消防防災施設整備費補助金の充実について	43
5 公債費負担軽減対策制度の創設について.....	45
6 重度障がい者医療費助成制度の充実について.....	47
7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について.....	49
8 高齢者施設の整備に対する支援について.....	51
9 重症心身障がい児者の入所施設の整備について.....	53
10 特別支援学級における教員の複数配置について	55
11 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について	57
12 河川ごみの除去対策について	59
13 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について.....	61
14 再生可能エネルギーの普及制度の充実について.....	63
15 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について.....	65
県所管別要望一覧	67

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

関連要望

1 大会開催に向けた支援について

- ① 漁業関係者等との調整について
- ② 事前キャンプの受け入れ及びトップアスリート等との市民交流機会の創出について
- ③ 聖火リレー及び分火リレーについて
- ④ 江の島及び湘南海岸周辺のバリアフリー化について
- ⑤ 片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について
- ⑥ ヘリコプターの臨時離発着場の設置について
- ⑦ 関連事業に活用可能な補助金の拡充について

2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について

- ① かながわ女性センター跡地の活用について
- ② マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について
- ③ 相模湾沿岸地域の魅力の創出について

1 大会開催に向けた支援について

(要望先 政策局, 暮らし安全防災局, スポーツ局, 県土整備局, 県警本部)

重点要望項目及び要望内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、次の事項に積極的に取り組むこと。

① 東京2020大会開催に当たり、レース海面を決定もしくは変更する場合には、プレ大会及び本大会の開催期間における漁業活動への影響を考慮し、市内の漁業関係者、漁業協同組合との事前協議、調整を十分に行うこと。

また、現在、湘南港漁港区に停係泊している遊覧船について、移設先など総合的な取扱いも含め、遊覧船事業者との事前協議、調整を十分に行うこと。

レース海面の決定等により漁業活動に影響が生じる場合には、それに伴う補償や支援について、漁業関係者等と十分に事前の協議・調整を行う必要があります。

また、湘南港漁港区の遊覧船については、移設を想定した場合の、詳細な停係泊位置の調整や陸置きとなった際の船台の確保などについて、事業者と財政的な支援も含めた十分な事前調整が必要です。

(市担当課 経済部 農業水産課)

② 県が当市善行にある県立体育センターを活用し、東京2020大会事前キャンプを受け入れる際には、事前協議、調整を十分に行うとともに、事前キャンプ誘致時には、トップアスリート等との市民交流機会を積極的に創出するよう、市と連携して取り組むこと。

事前キャンプ等の受け入れに関して、当市は県と連携しながら誘致活動に取り組んでいます。また、市内には、東京2020大会での活用も想定し、再整

備が進む県立体育センターがあることに加え、江の島会場を練習拠点とした各国セーリング競技チームの強化合宿なども想定されます。

事前キャンプ等を通じて、トップアスリート等と市民との交流機会を積極的に創出できるよう、各国の種目別協会や地元関係団体との調整など、今後も県市が連携した対応が求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室、スポーツ推進課)

③ 聖火リレーについて、セーリング競技会場である江の島が、リレールートに選定されるよう、大会組織委員会に働きかけること。

また、新国立競技場に聖火が灯った後に、本市において、分火リレーが実施できるよう、大会組織委員会に働きかけること。

聖火リレーは、1964年の東京オリンピックにおいても、ヨット競技会場の江の島がルートとなっており、今大会でもセーリング競技会場となる江の島がルートとなれば、本市の盛り上がりを一層図ることができ、持続的な地域の活性化につながり、大会後も続くレガシーとなります。

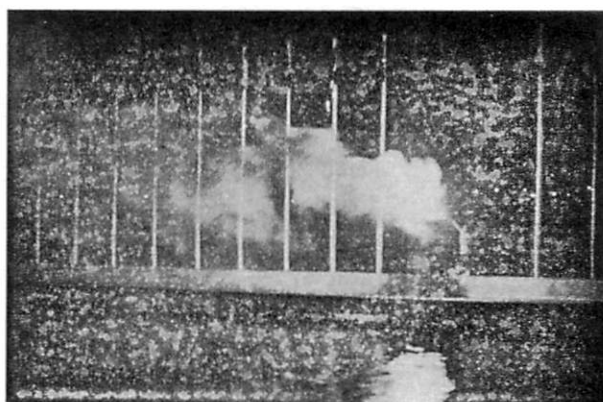
また、1964年の大会では、国立競技場に聖火が灯された後、ヨット競技会場に設置した聖火台に聖火を灯す分火リレーが行われ、今日でも本市のレガシーとなっており、今大会でも分火リレーの実施を多くの市民が期待しています。

参考資料

1964年 東京オリンピック



聖火リレー（江の島大橋）



聖火台へ点火（湘南港）

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

- ④ 東京2020大会以降の観光誘客の更なる拡大を図るため、セーリング競技会場へのアクセスルートや県有施設などの周辺環境整備を着実に推進するとともに、江の島島内を含む公共空間のバリアフリー化に対する取組を強化すること。

東京2020大会の開催やその先々を見据え、高齢者や障がい者のみならず、外国人観光客にも配慮した周辺の施設整備が重要であり、セーリング競技会場へのアクセスルート及び江の島島内のバリアフリー化など、誰もが楽しめる観光地として、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが求められています。

(市担当課 経済部 観光ティブ・ロモーション課)

- ⑤ 多くの観光客が来訪する片瀬・江の島周辺における利便性と周遊性の向上を目的として行う片瀬江ノ島駅前広場の整備に当たっては、必要な財政的支援を講じること。

また、江の島大橋3車線化に伴う運用方法については、島内をはじめ地域住民との十分な協議の上、慢性的な渋滞の緩和となるよう措置を講じること。

小田急江ノ島線片瀬江ノ島駅の駅前広場は、バスなど公共交通の乗り入れ空間がなく、交通結節点としての機能を有していないため、東京2020大会を契機に交通空間の整備に取り組んでいます。

また、片瀬・江の島周辺の慢性的な交通渋滞の緩和を目的として進めている江の島大橋3車線化事業については、東京2020大会後における江の島大橋の運用方法の検討が必要となっています。

(市担当課 計画建築部 江の島地区周辺整備担当)

- ⑥ 緊急時の救急搬送等に対応するため、会場内にヘリコプターの臨時離発着場を設けるよう、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に働きかけるとともに、施設管理者として必要な整備を行うこと。

江の島の立地条件から、緊急時における迅速な救急搬送体制及びテロ対策等をはじめとした危機管理体制を確保するに当たり、ヘリコプターの活用は必要不可欠です。会場内にヘリコプターの臨時離発着場を設置することに加え、緊急時の離発着場を表すマークや掲示板等を設置するなど必要な整備についても対応が必要です。

参考資料



湘南港本船岸壁における神奈川県国民保護共同実動訓練の様子

(市担当課 防災安全部 危機管理課, 消防局 警防課)

- ⑦ 市町村スポーツ施策推進補助金、市町村自治基盤強化総合補助金などの、オリンピック・パラリンピック関連事業に活用可能な補助金の予算額拡大に努めること。

当市では、東京2020大会の開催を契機として、オリンピック・パラリンピックに関連する事業を新規・拡充し、積極的に取組を進めています。

各種の事業補助制度の拡充は、当市江の島で開催されるセーリング競技の普及啓発はもとより、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、気軽にスポーツが楽しめる多様なスポーツ機会の提供と、さらには、大会気運の盛り上げに向けて、施策・事業の推進が期待されます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室, スポーツ推進課)

2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について

(要望先 政策局, 暮らし安全防災局, スポーツ局, 県土整備局)

重点要望項目及び要望内容

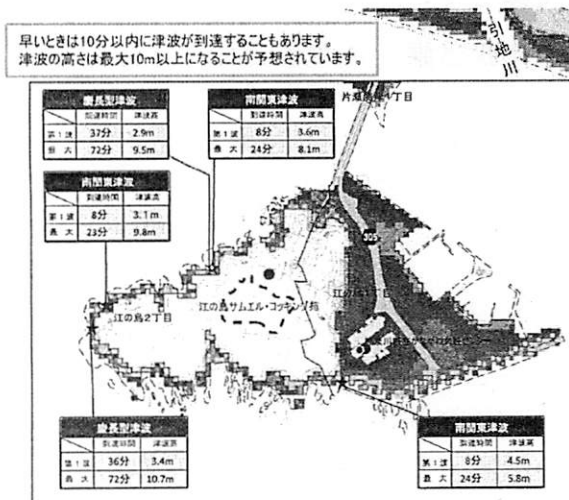
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、持続的に地域の価値を創出していくため、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① かながわ女性センター跡地の活用にあたっては、市と事前に協議を行うとともに、地域住民の意見を十分に聞き、津波避難スペースの整備など防災機能の確保を含め検討すること。

津波災害等が発生した場合、観光客等が津波から避難するためには、長距離の移動を強いられることに加え、一斉に避難を行う際には、ピーク時には5万人余りが海岸周辺の津波一時避難施設に殺到することが想定されています。

当市では、津波災害が発生した場合の一時避難施設として、市内215施設を津波避難ビルとして協定に基づき指定していますが、十分とは言えません。津波到着予測時間前に全ての避難が完了するよう、迅速に避難できる場所として、江の島島内に津波避難スペースを確保することが求められており、かながわ女性センター跡地については、地域住民の意向も十分に踏まえながら、その活用を検討する必要があります。

参考資料



藤沢市津波ハザードマップ
(平成25年度作成)

(市担当課 防災安全部 危機管理課)

- ② マリンスポーツ、ビーチスポーツの振興等に向けて、アジアビーチゲームズをはじめとした国際大会の誘致等に、積極的に取り組むこと。

大会開催により高まった気運を維持し、大会以降も持続的な地域の活性化につなげていくことが必要です。アジアビーチゲームズをはじめとした国際大会の誘致等によるスポーツ振興を図ることで、マリンスポーツ・ビーチスポーツの普及やスポーツを通じた国際交流等の推進、健康志向の高まりにも寄与することから、県が取り組む「健康寿命の延伸」や「未病の改善」にもつながります。

(市担当者 生涯学習部 スポーツ推進課)

- ③ 相模湾沿岸地域を魅力ある地域資源として、持続的に発展させていくため、県と市町が連携した広域的な取組を積極的に展開していくこと。

オリンピックの開催を契機として、相模湾沿岸地域の豊かな自然、歴史や文化など、地域の観光資源等を活用しながら、神奈川県を持つ多彩な魅力を世界に向けて発信し、イメージアップを図っていくことが必要です。県においても、「かながわシープロジェクト」により、神奈川の海のPRや新たな海洋文化の発信に積極的に取り組まれています。大会以降のレガシーの創出に向けて、より一層、県と市町が連携した取組を推進していくことが重要です。

(市担当課 企画政策部 企画政策課)

個別重点課題

- 1 GPS波浪計の設置について
- 2 街頭防犯カメラの設置について
- 3 介護支援専門員研修等の充実について
- 4 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について
- 5 学校教育施策の充実について
- 6 特別支援学校の過大規模解消について
- 7 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について
- 8 不法投棄の防止について
- 9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について
- 10 道路の整備促進について
- 11 相鉄いずみ野線の延伸について
- 12 河川の整備促進について
- 13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について

(個別重点課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

継続要望

1 GPS波浪計の設置について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

迅速かつ適確な避難行動に資するため、水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へのGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国の新たな知見に基づく、5つの新たな地震による「津波浸水予測図」が2015年(平成27年)2月27日に公表され、この予測図を基に作成された「津波浸水想定」が同年3月31日に公表されました。その結果、当市においては、最大津波高は11.5m、最大波の到達時間は12分、浸水面積は4.7km²となり、これは慶長型地震の想定を上回るものです。そのため、津波避難対策を強化する必要性がますます高まっています。相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する当市では、津波一時避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが、これらは、地域住民の津波からの避難に主眼を置いており、ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客数を考慮すると、海岸に近接した津波避難施設の確保が急務となっています。

国土交通省は、国内18箇所に、GPS波浪計を設置し、沖合波浪の観測を行っていますが、相模湾沖には設置していません。2012年(平成24年)3月からは、相模湾沖の3箇所に設置された水圧計のデータを気象庁の津波警報に活用していますが、沖合の海底に設置される水圧計は、観測した津波波面の向きによってはあらかじめ対応づけた予報区に向かわない可能性があるほか、地震動等の津波以外の記録を含んでいるため、津波の始期が不明確であるという欠点があります。一方、GPS波浪計は波浪や潮位をリアルタイムで観測できるため、より正確な津波の観測情報を得ることができ、津波避難における情報源として重要性が高まっています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

<効果>

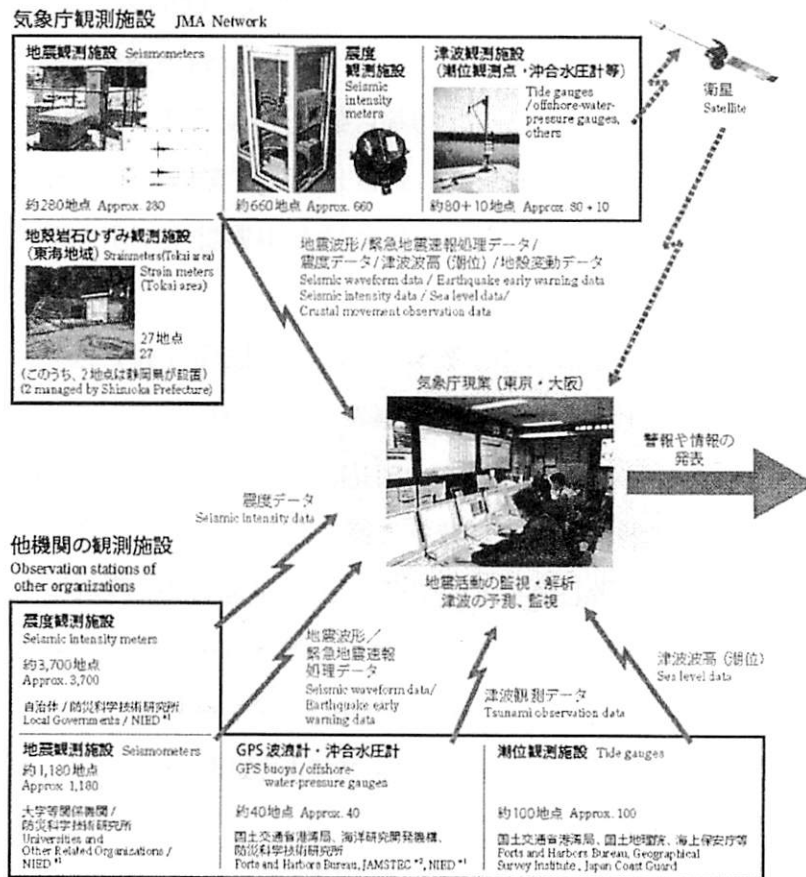
地域住民や海水浴、マリンレジャーなどの観光客に対し、初期行動を迅速かつ適切に行うための正確な情報を入手することで、様々な緊急対策が可能となり、より多くの生命と財産を守ることが可能となります。

参考資料

地震や津波に関する観測データの収集及び情報等の伝達

Data Collection and Information Dissemination

*1 NIED: National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention
*2 JAMSTEC: Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology



(出典:気象庁Webサイト)

(市担当課 防災安全部 防災政策課)

継続要望

2 街頭防犯カメラの設置について

(要望先 県警本部)

重点要望項目

安心安全なまちづくりを推進するため、神奈川県警察が管理運用する防犯カメラシステム等を、県の歓楽街総合対策推進本部が、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定している藤沢駅前地区周辺に設置すること。

要望内容

<現状>

藤沢警察署管内である藤沢駅前地区は、夜間・深夜に飲酒客が増加、客引き行為等の迷惑行為が多発している地区となっています。また、周辺地区では、児童生徒等への声かけ事案やわいせつ事案、ひったくり等も発生しています。

平成21年度に警察庁がJR川崎駅東口地区において実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」のシステムを、平成23年度に神奈川県警察が引き継ぎ、街頭防犯カメラシステム等の運用を開始しています。

当市では、街頭犯罪に対し、市民、警察、行政及び関係団体が連携して犯罪抑止の推進を図っていますが、特に、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラは、犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であり、犯罪の抑止に関して非常に高い効果が期待できます。

近年、自治会や商店街等による防犯カメラの普及が進む中、藤沢駅前地区は、神奈川県警察が実施する「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定されていることから、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全を確保するためには、特に自治会、商店街で対応できない区域について、警察による犯罪抑止対策を強化する必要があります。

また、東京2020大会のセーリング競技が湘南港(江の島)で開催される際には、国内外から多くの観光客等が見込まれることから、大会の開催に向けては更なる治安対策が必要となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 神奈川県警察による街頭防犯カメラシステム等を藤沢駅周辺に設置すること。

<効果>

犯罪の抑止効果が高まることで、周辺地区の治安改善及び安全で安心なまちづくりにつながります。

参考資料

【防犯カメラ等の運用状況】

<街頭防犯カメラシステム>

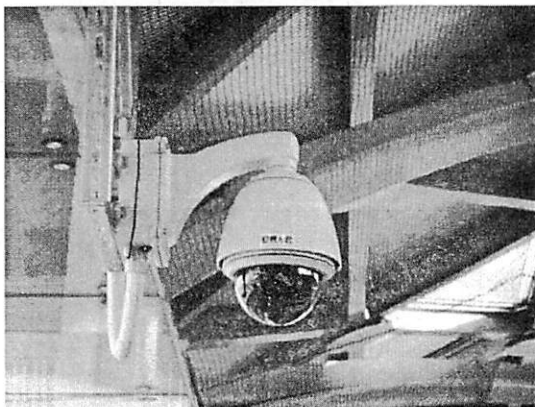
- ・JR川崎駅東口地区 2009年(平成21年)12月に5台運用開始し、2010年(平成22年)3月末に50台全て運用開始
- ・川崎市中原区中原警察署管内 2016年(平成28年)4月に10台運用開始

<街頭防犯カメラ>

- ・県内10警察署管内(金沢, 伊勢佐木, 多摩, 横須賀, 大船, 平塚, 厚木, 大和, 相模原, 相模原北) 計50台運用開始
- ・厚木警察署管内で平成28年度に5台運用開始
- ・港北警察署管内で平成29年度に5台運用開始

<モバイル式防犯カメラ>

- ・平成26年度 30台運用開始 ・平成27年度 9台運用開始
- ・平成28年度～平成29年度 10台運用開始



街頭防犯カメラ

(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

継続要望

3 介護支援専門員研修等の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

地域包括ケアシステムの推進に向けて、中核的な機能を担う地域包括支援センターにおける適切な人員体制を確保するため、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講機会の拡充を図ること。

要望内容

<現状>

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置するもので、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関となっています。

また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員の配置が義務づけられており、当市においても各地域包括支援センターに専任で1人配置しています。介護支援専門員の資質向上のため、2015年(平成27年)2月、厚生労働省通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」が一部改正され、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修制度の見直しが行われました。このことにより、平成28年度から主任介護支援専門員が5年ごとの「更新制」となる研修が創設されましたが、地域における利用者支援を続けながら、更新研修等を受講するための時間を確保することは現状では非常に困難であり、地域包括支援センターの業務に支障が出るのが懸念されています。

平成29年度の県による主任介護支援専門員研修は、年1回のみの開催となっており、研修を受講できなかった場合には資格を喪失してしまいます。現職の主任介護支援専門員が資格を喪失した場合、地域包括支援センターの運営にも支障が出ることから、

介護支援専門員や主任介護支援専門員が、業務に従事し、利用者支援を行いながら研修受講できるよう、受講機会の拡充が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

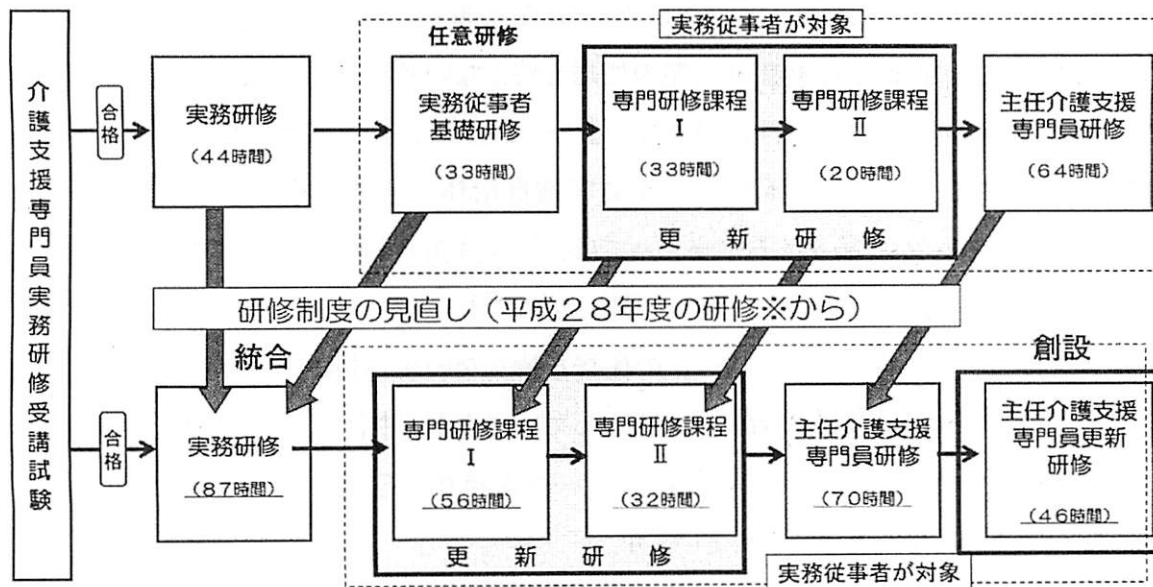
- 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修受講機会の拡充を図ること。

<効果>

地域における支援体制を確保しながら、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資質の向上を図ることで、地域包括ケアシステムの推進に寄与します。

参考資料

介護保険支援専門員研修制度の見直しの概要



(出典:厚生労働省『介護支援専門員資質向上事業の実施について』の一部改正について)

(市担当課 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室)

継続要望

4 生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

一定の住居を持たない生活困窮者の生活再建と自立支援の促進を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を、県が主体となって広域実施すること。

要望内容

<現状>

生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対し、原則3か月間(最大6か月間)、衣食住の提供と、退所後の生活に向けた就労支援などの自立支援を行うもので、自治体における「任意事業」として位置づけられています。

一時生活支援事業の対象者は一定の住居を持たない者とされているため、特定の市町村に生活実態を置いているとは言えないケースが存在します。そのため、事業の実施主体が曖昧になること、生活困窮者が事業実施自治体に流入する可能性があることに加え、単独自治体で実施をするに当たっては、財政負担(国庫補助2/3)も課題となり、各市町村における取組が進んでいない現状があります。

現在、多くの市町村において、一定の住居を持たない生活困窮者に対する支援は、生活保護制度に頼らざるを得ない状況となっていますが、中には、一定期間衣食住等の支援を行うことで、生活再建が可能となるケースが存在することから、一時生活支援事業の実施による支援が必要とされています。

一時生活支援事業は、住所のない生活困窮者への支援という性格から、対象者の実情や支援ニーズを考慮すると、各市町村が個々に事業を実施するよりも、県が広域的な支援体制を構築することで、より効率的・効果的な事業実施が可能になると考えられます。また、広域で実施することにより、県は衣食住等の支援、市町村は当該困窮者に対する自立相談と、それぞれの強みを生かすことができるようになり、生活保護以外の支援の方法として、生活困窮者に対して幅広い支援が可能となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を、県が主体となって広域実施すること。

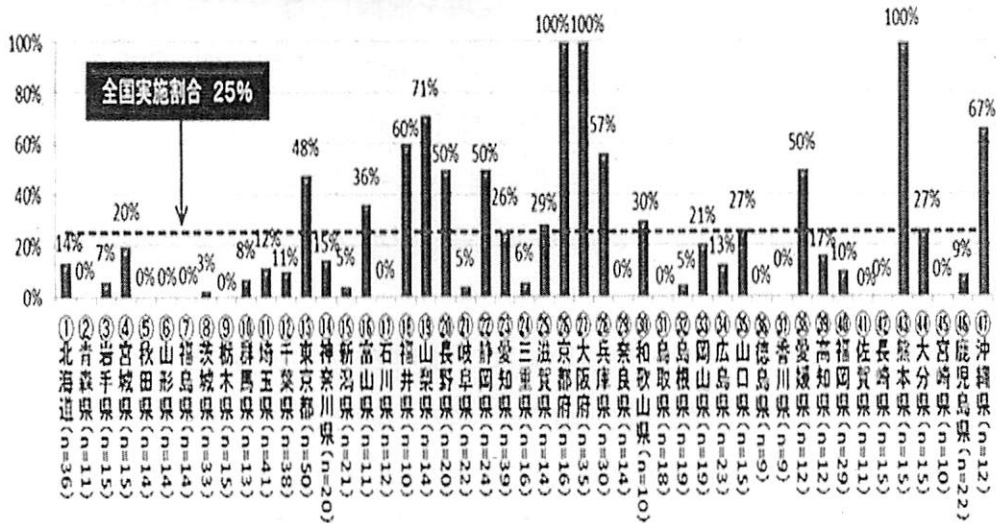
<効果>

生活困窮者に対する広域的な支援体制を構築することで、より効果的、効率的かつ幅広い支援が可能となり、生活困窮者の自立が促進されます。

参考資料

平成28年度 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

(3)一時生活支援事業 実施割合



(出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況」)

(市担当課 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室)

新規要望

5 学校教育施策の充実について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

県が実施しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用事業については、相談件数の増加に加え、早期対応及び継続的支援が必要となることを踏まえ、事業の拡大を図るとともに、当市の児童生徒数に応じた派遣日数の増加や人的配置に努めること。

要望内容

<現状>

当市では、様々な問題や課題を抱えた児童生徒に対応するため、県の事業に加え、独自にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談・支援に当たっています。児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止めるスクールカウンセラーと、問題を抱えた児童生徒に対し、置かれた環境を把握し、様々なネットワークを活用して、関係機関等への働きかけを行うなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーの必要性は年々高まっています。

今後、児童生徒を取り巻く環境の複雑化に伴い、いじめや不登校など、課題はより一層多様化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応件数はさらに増加するものと考えられます。

そのため、スクールカウンセラーについては、「市町村立学校等スクールカウンセラー等配置活用事業」における派遣日数を増やし、スクールソーシャルワーカーについても、「スクールソーシャルワーカー活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業」において、各自治体の児童生徒数や相談件数に応じた人的配置が必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 県が実施しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用事業について、事業の拡大を図ること。
- 「市町村立学校等スクールカウンセラー等配置活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」又は「スクールソーシャルワーカー巡回相談等強化事業」について、当市の児童生徒数に応じた派遣日数の増加や人的配置に努めること。

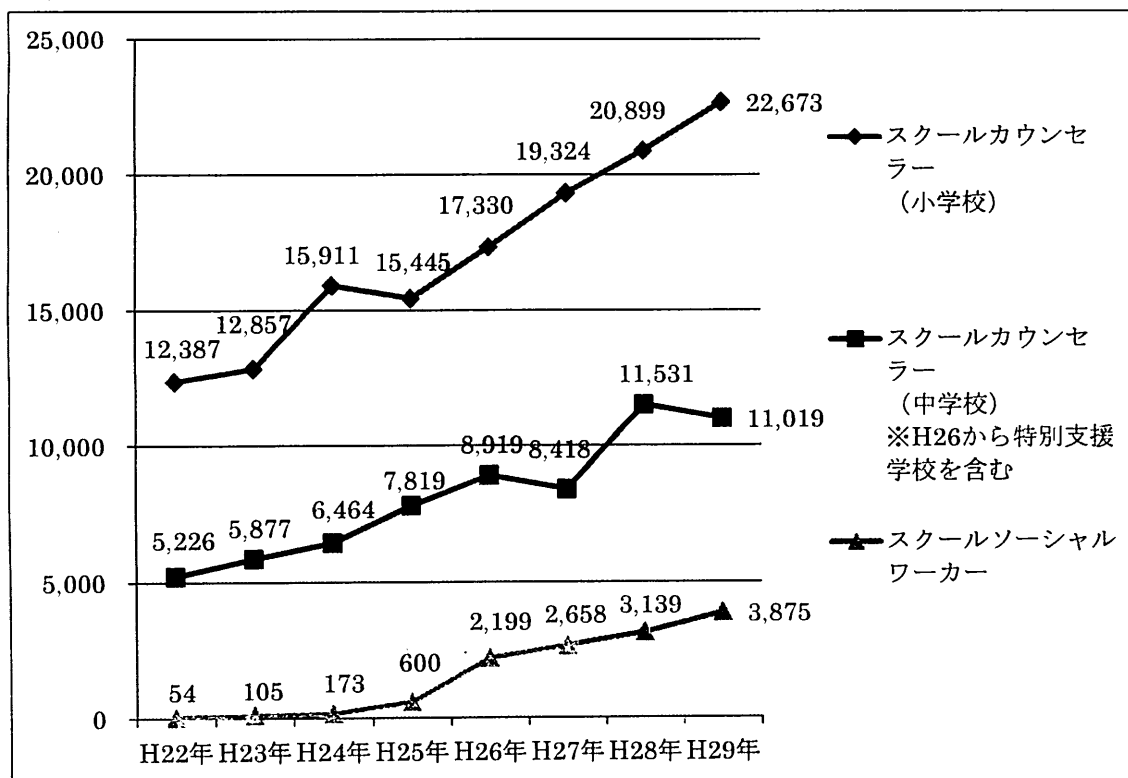
<効果>

教育相談・支援体制を充実することで、児童生徒の諸課題の未然防止や早期発見・解決が図られます。その結果、児童生徒が安心して学べる学校づくりの一助となり、教育行政の推進に寄与します。

参考資料

当市の学校教育相談センターにおけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数の推移

単位：回



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

6 特別支援学校の過大規模解消について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うとともに、県立特別支援学校について、定員枠を見直すなど、地域の実情に応じた配置となるよう、藤沢市内に新設することも含めて検討すること。

また、特別支援学校整備に係る補助制度の拡充及び特別支援教育体制の充実強化を図ること。

要望内容

<現状>

特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。

市立白浜養護学校は、小・中・高の一貫教育を図り、1996年(平成8年)に高等部を開設し、1997年(平成9年)に改築を行いました。高等部が3学年揃った1998年(平成10年)の在籍者数は全校で57人でしたが、高等部開設を受け、小学部の入学者や中学部からの新入生は増加の一途をたどり、想定を超える在籍者数となっています。当初、改築校舎は75人を想定して建設したのですが、平成30年度の児童生徒数は、小学部63人、中学部32人、高等部40人の、合計135人となっており、校舎改築当初(約20年前)と比較すると2倍以上となっています。さらに、現在、22教室を使用していますが、転用が可能な特別教室はすでに転用済みのため、今後、教室の確保も困難な状況となっています。

また、藤沢市内の県立藤沢養護学校については、バリアフリー化がされていないため、知的障がいに加えて肢体不自由等の複数の障がいを有する、自力通学が困難で、バリアフリー対応が必要な児童生徒については、市立白浜養護学校に進学する現状となっています。

このようなことから、市立白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠を見直すほか、県立藤沢養護学校のバリアフリー化や障がいの特性

に応じた県立特別支援学校の新規開設，特別支援学校への人的配置の充実等，体制強化を図る必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 市立白浜養護学校の過大規模を解消するため，既存の県立特別支援学校の定員枠の見直しを行うとともに，県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。
- 障がいの特性に応じた県立特別支援学校を新たに藤沢市内に開設することを検討すること。
- 特別支援学校整備に係る補助制度の拡充及び特別支援教育体制の充実強化を図ること。

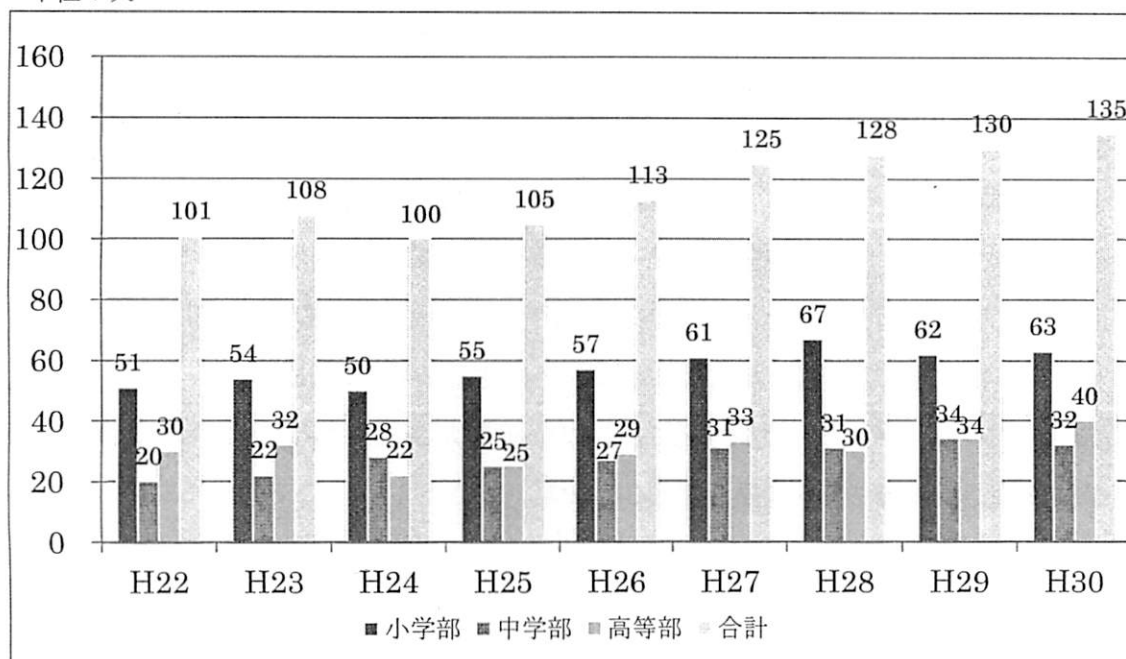
<効果>

進学を希望する生徒が，できるだけ身近な地域において，障がいの特性に応じた教育を受ける機会を確保できるよう教育環境を整備することで，教育行政の推進に寄与します。

参考資料

藤沢市立白浜養護学校児童生徒在籍数の推移

単位：人



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

7 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について

(要望先 環境農政局, 県土整備局, 県警本部)

重点要望項目

東京2020大会の開催を控え、来訪者へのおもてなしや環境美化の推進による生活環境の向上と犯罪抑止の観点から、落書き防止・再発対策として、県の管理する海岸施設等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警とも連携した取締り対策を強化すること。

要望内容

<現状>

当市では、2007年(平成19年)6月29日に制定された「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」において、落書きの禁止を規定するとともに、学校、地域との協働による落書きの除去と壁画、ウォールアート設置等を行ってきました。平成25年度には、落書きの早期発見、早期対応のため、「落書き対策関係者会議」を設置し、庁内における落書き情報の一元化、共有化を図るとともに、落書き対応についての業務全般をまとめたマニュアルを作成しました。さらに、市民向けマニュアルをホームページ上に公開し、市民の意識啓発を行うなどの落書き防止に向けた取組を推進しており、平成27年度は1,033件、平成28年度は710件、平成29年度は728件の落書きを消去し、一定の成果を上げております。

しかし、海岸施設や国道134号線等では落書きが後を絶たず、特に、同一箇所への繰り返しの被害や消去困難な高所への被害が、目に余る状況となっており、落書き防止・抑止力の向上を図るため、被害多発箇所に監視カメラの設置、夜間パトロール実施など、神奈川県警と連携した取締り対策を強化する必要があります。

また、落書きはその行為を放置することにより、犯罪が誘発される恐れがあり、落書き行為を厳しく取り締まることが重要と考えています。

<要望事項>

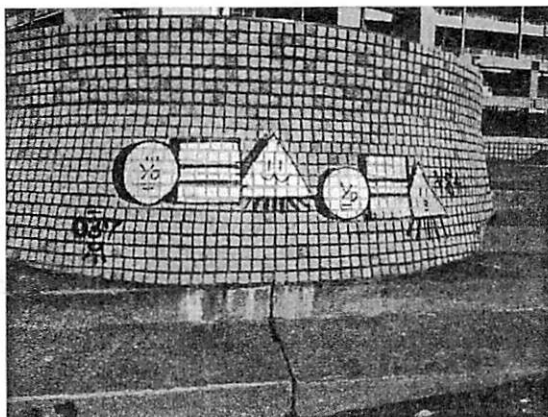
次の事項について要望します。

- 落書き防止・再発対策として、被害が多発している県の管理する海岸施設や国道134号線等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警とも連携した取締り対策を強化すること。

<効果>

落書き防止対策の実効性が高まり、抑止力が向上することにより、落書き行為が減少し、環境美化の推進が図られるとともに、犯罪発生の抑制に寄与することが期待されます。

参考資料



片瀬東浜海岸の見晴台



江の島大橋の橋脚

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

8 不法投棄の防止について

(要望先 環境農政局, 県警本部)

重点要望項目

不法投棄を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、不法投棄監視カメラ・不法投棄防止センサーの増設に対して財政的支援を講じるとともに、神奈川県警の夜間パトロールを強化すること。

要望内容

<現状>

当市では、不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラ、不法投棄防止センサー及び不法投棄防止看板を設置するとともに、市職員による「ふじさわスマートチェック」や市民と協働したパトロールを実施しています。その効果として、特に監視カメラの設置により、不法投棄の件数や量は減少してきている一方、人目につきにくく、車の乗り入れがしやすい場所では、不法投棄は依然として後を絶たず、特に建設廃材や土砂等の産業廃棄物をはじめ、家庭系の一般廃棄物なども一度に多量投棄されるケースもあり、その処理費用等が大きな財政的負担となっています。

宅地開発等により、住宅のある区域が増えていることから、不法投棄しやすい場所が減少し、特定の場所に不法投棄が集中する傾向にあるため、監視カメラ設置が大変有効な対策となります。しかしながら、現在設置している監視カメラ等の維持経費に加えて、監視カメラ等を増設する費用を負担することは、当市にとって大変な財政的負担となります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 不法投棄監視カメラや不法投棄防止センサーの増設に対する財政的支援を行うこと。
- 抑止力がある神奈川県警による夜間パトロールを強化すること。

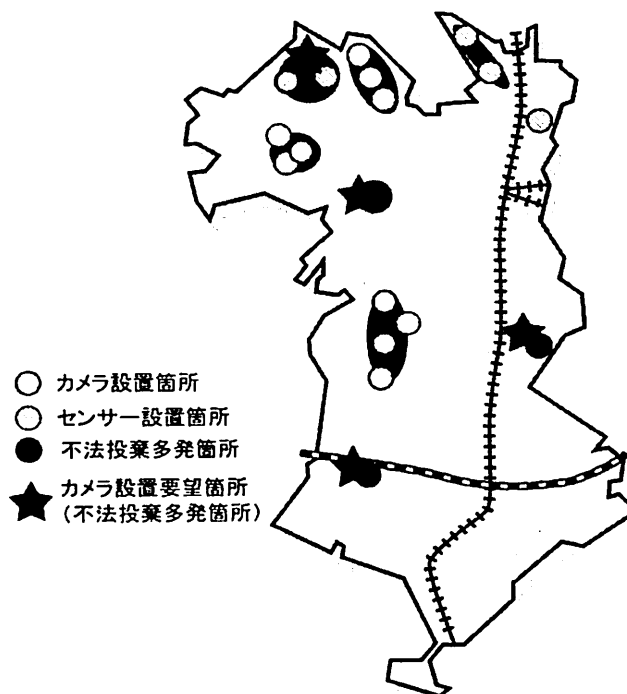
<効果>

不法投棄を抑止し、市民の生活環境の向上に寄与します

参考資料

不法投棄監視カメラ等設置状況

年度	監視カメラ等設置状況		
	監視カメラ	ダミーカメラ	監視センサー等
25	6	3	11
26	6	7	11
27	6	12	9
28	6	12	9
29	6	21	9



(市担当課 環境部 環境事業センター)

一部新規

9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について

(要望先 政策局, 産業労働局, 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

辻堂駅前のロボットモデル空間整備においては、周辺事業者のニーズにあった様々なロボットの導入促進が行われるよう、市と緊密に連携して取り組むこと。

また、東京2020大会セーリング競技会場となる江の島周辺での活用が期待される自動運転技術やドローン等について、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて国への働きかけを行うこと。

要望内容

<現状>

当市では、平成27年度から「ロボット産業推進プロジェクト」に取り組んでまいりましたが、平成30年度より、ロボットの利活用の推進等を施策の柱とする「ロボット未来社会推進プロジェクト」に基づき、「ロボットと共生する未来社会」の実現に向けた取組を進めております。

そのような流れの中で、県により、「さがみロボット産業特区」の取組である「見える化」の推進として、ロボットの活用を実感できるモデル空間の整備等を行う実施会場に、当市の「辻堂(湘南C-Xエリア)」と「江の島」が選定されました。

辻堂駅前のロボットモデル空間整備においては、日常生活におけるコミュニケーションロボットやパーソナルモビリティ等の活用を公開するとされており、周辺事業者のニーズにあった様々なロボットの導入促進のためには、これまで以上に県市の緊密な連携が必要不可欠です。

また、東京2020大会のセーリング競技会場となる江の島周辺では、レベル4の自動運転を目指した取組を行うとされているほか、ドローン等の先進技術の活用についても期待されており、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて、これまで以上に国への働きかけを行っていく必要があります。

今後、モデル空間の活用をはじめとしたロボットの利活用の取組を推進するためには、市内中小企業に対するロボット産業への参入支援や活用事例を充実させていくなどの諸課題に対応していく必要があり、より一層、県市の連携を強化していくことが重要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 辻堂駅前のロボットモデル空間整備において、周辺事業者のニーズにあった様々なロボットの導入促進が行われるよう、市と緊密に連携して取り組むこと。
- 東京2020大会セーリング競技会場となる江の島周辺での活用が期待される自動運転技術やドローン等について、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて国への働きかけを行うこと。

<効果>

ロボットの利活用やロボット産業の振興が推進され、県と市がともに目指す「ロボットと共生する未来社会」の実現へとつながります。

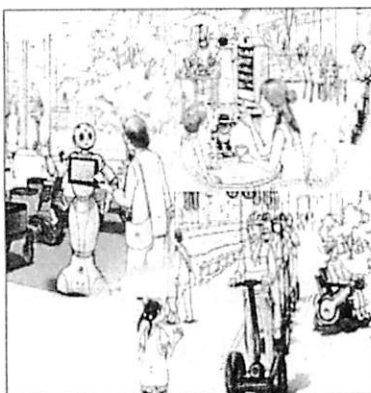
参考資料



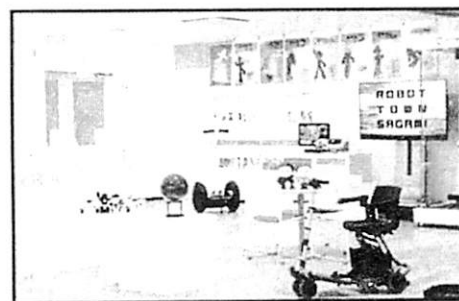
無人運転車両を活用した
新しい交通移動サービス(イージーライド)



飛行型警備ロボット



ロボット共生社会推進事業
(ロボットを身近に実感できるモデル空間イメージ)



湘南ロボケアセンターロボテラス

ロボット共生社会推進のイメージ

(出典：神奈川県 湘南地域関連主要事業の概要)

(市担当課 経済部 産業労働課)

継続要望

10 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「(仮称)湘南台寒川線」の早期事業着手を図るとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外郭環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

さがみ縦貫道路が、2015年(平成27年)3月に開通し、さらに2017年(平成29年)2月に、茨城県区間が全線開通したことにより、茨城県や埼玉県方面から当市への観光客等が大幅に増加しています。横浜湘南道路については、終点が藤沢市城南に位置する藤沢インターチェンジとなっていることから、その周辺はもとより市域への交通混雑が懸念されており、すでに、国道1号の交通量の増大、慢性的な交通渋滞は、市民生活及び地域産業振興に重大な影響を及ぼしています。

このことから、横浜湘南道路及び横浜環状南線の早期完成とともに、圏央道にアクセスする都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区、横浜藤沢線川名工区、(仮称)湘南台寒川線の早期事業着手が望まれています。

<要望事項>

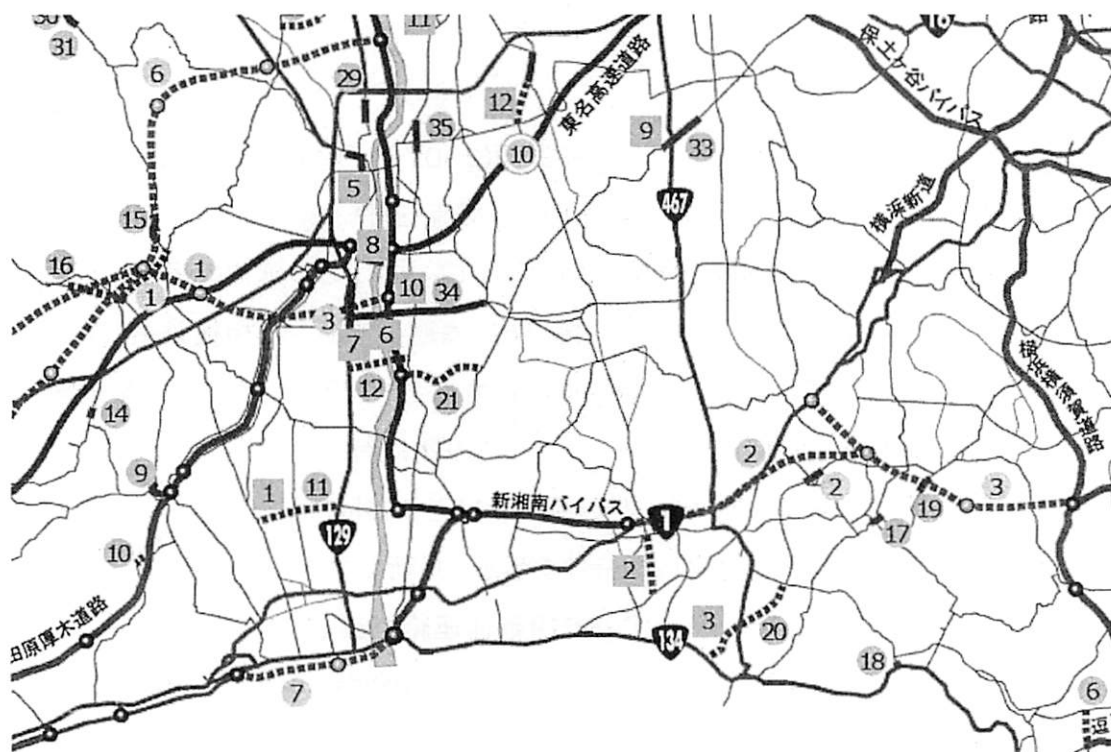
次の事項について要望します。

- 都市計画道路「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線川名工区」について早期に事業着手すること。
- (仮称)湘南台寒川線の事業化を推進すること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国に働きかけること。

<効果>

交通混雑・渋滞の解消、生活道路の機能回復等、交通機能の適正化が図られるとともに、都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用	
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	釜利谷JCT～戸塚IC	供用	
2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)	
20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線)	整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線)	整備

(出典:改訂・かながわのみちづくり計画)

(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

継続要望

11 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

いずみ野線延伸の早期実現に向け、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討や財政的・技術的支援について、国への更なる働きかけを行うこと。

また、事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

要望内容

<現状>

相鉄いずみ野線の延伸は、「かながわ交通計画(2007年(平成19年)10月改定)」において、「南のゲート(ツインシティ)」による全国との交流・連携を県土東西方向へと拡大する横浜県央軸を構成する路線として位置づけられています。この延伸の実現に向けては、2010年(平成22年)6月に神奈川県、藤沢市、慶應義塾大学、相模鉄道(株)の4者で構成される「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」を設置し、平成23年度末に単線鉄道で慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスまでの間に新たに2駅を想定することなどの検討成果を取りまとめました。2012年(平成24年)10月には、いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の実現と延伸地域の特性を活かした新たなまちづくりを進めることを目的として、寒川町を加えた5者で「いずみ野線延伸連絡協議会」を設置しました。2016年(平成28年)には、国の交通政策審議会において、「湘南台～倉見」の延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけられる中、本協議会においても検討・協議を進め、2017年(平成29年)に2駅の概ねの駅位置等について合意されたところです。

当市では、合意された駅位置等を踏まえ、地域住民等とともに延伸地域のまちづくりについて検討を進めていますが、鉄道延伸計画の検討、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、事業採算性の深度化、沿線の交通事業者等との協議や調整、さらに沿線地域における市街化区域への編入等を見据えた新たなまちづくりなどが課題となっています。

<要望事項>

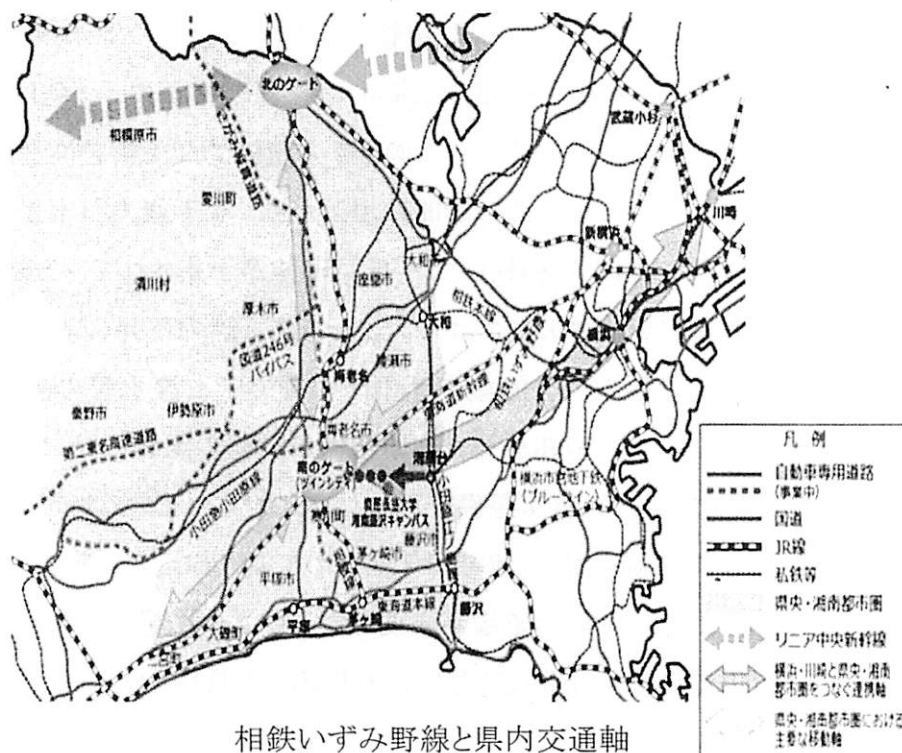
次の事項について要望します。

- いずみ野線延伸の早期事業化に向け、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討と合わせ、財政的・技術的支援について、国への更なる働きかけを行うこと。
- 事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

<効果>

相鉄いずみ野線の延伸は、県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性向上はもとより、地域の連携が強化され、さらに、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換も促進されることで、環境負荷の軽減等が見込まれます。

参考資料



相鉄いずみ野線と県内交通軸

(出典：藤沢市「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会資料」)

(市担当課 計画建築部 都市計画課)

12 河川の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策として、特定都市河川(境川・引地川)及び「かながわの川づくり計画」対象河川(境川・引地川・小出川)の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容**<現状>**

雨水排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受け、近年の頻発している突発的集中豪雨では河川の水位が急激に上昇することに伴い、雨水管渠による内水の排除が滞り、現状においても床上浸水等の被害が生じています。

当市では、引地川、境川流域において貯留管と雨水幹線管渠の下水道整備を進めているほか、準用河川(滝川、滝川分水路、白旗川、不動川、打戻川、一色川)の整備やハザードマップの市民配布など、ハード・ソフト両面から積極的な対策を推進しています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は川幅が狭く流下能力が不足している現状があり、また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっており、「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標(流域対策を含めて概ね60mm/h)、小出川の整備目標(概ね50mm/h)に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

また、境川及び引地川は、2014年(平成26年)2月に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」(引地川は策定済)に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

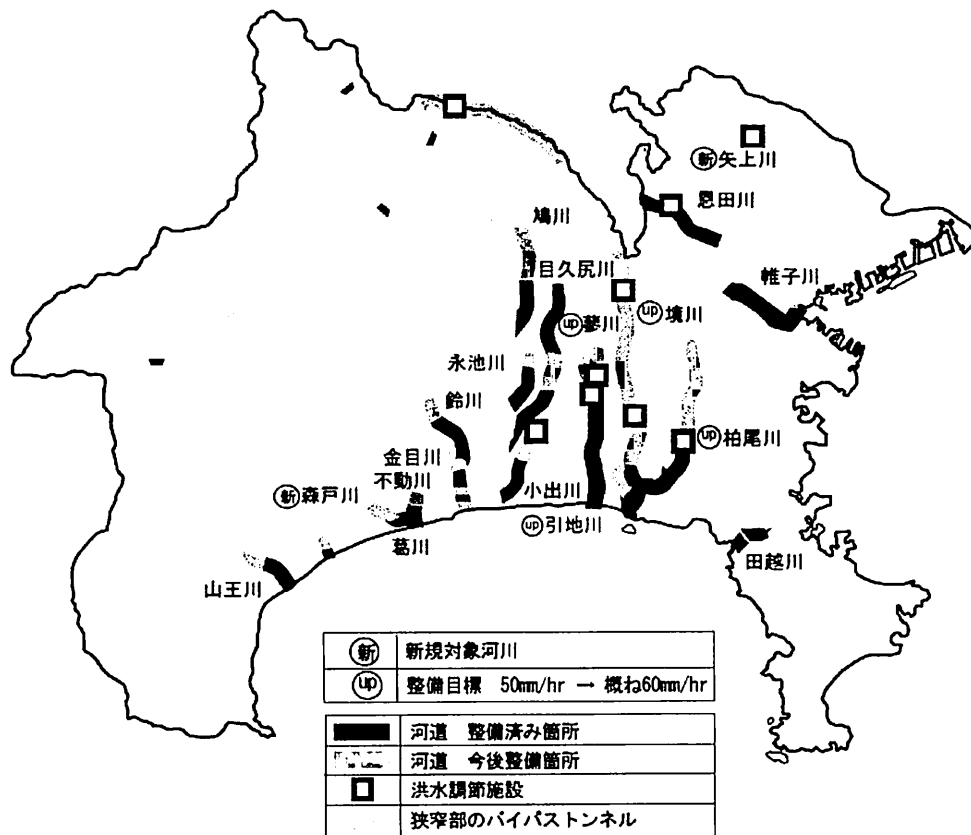
- 境川, 引地川, 小出川の河川改修事業を早期に実施し, 整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し, 安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

参考資料

【都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等】



(出典:神奈川県「都市河川重点整備計画<新セーフティリバー>」)

(市担当課 道路河川部 河川水路課)

継続要望

13 クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

神奈川県で行われる都市農業において、酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しく輸入粗飼料に頼らざるを得ない状況にあります。このような中、2013年(平成25年)夏に藤沢市内の酪農家が生産した堆肥を使用した耕種農家の農作物に生育障害が発生しました。

原因調査のため県が生物検定を行った結果、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解が示されました。

2013年(平成25年)夏に発生した、牛ふん堆肥を起因とする農作物の生育障害については、県ホームページ(同年11月畜産技術センター技術情報に掲載)において、堆肥を生産供給する畜産農家及び堆肥を使用する耕種農家へ、クロピラリドによる生育障害に関する注意喚起がなされていますが、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がない状況となっています。

また、クロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生した際には、畜産農家が畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、風評により堆肥の利用先がなくなるなど、畜産経営が圧迫される懸念があります。

< 要望事項 >

次の事項について要望します。

- 日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

< 効果 >

全国の畜産農家、耕種農家の健全な経営及び食料自給率の向上に寄与します。

参考資料

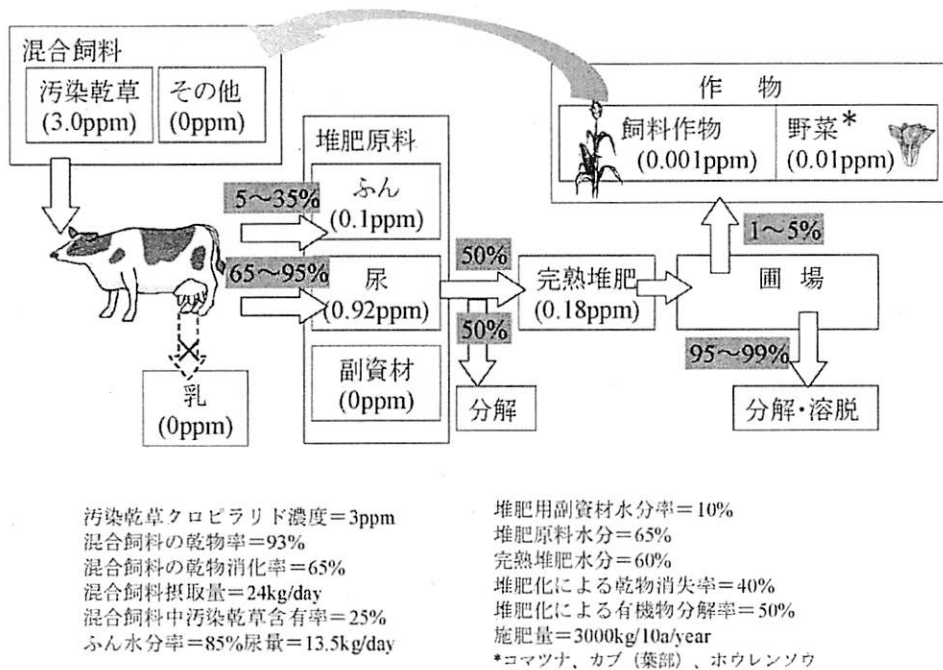


図1 クロピラリドの流れ

(クロピラリド汚染乾草を乳牛用飼料として用いた場合の農業生産系内におけるクロピラリド動態、カッコ内数値は図中に示した条件下での予想濃度(ppm=mg/kg))

(出典:「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」(独)農業・食品産業技術研究機構)

(市担当課 経済部 農業水産課)

広域的重点課題

(市長会要望事項から)

- 1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の拡充について
- 2 企業版ふるさと納税制度について
- 3 法人住民税の国税化見直しについて
- 4 消防防災施設整備費補助金の充実について
- 5 公債費負担軽減対策制度の創設について
- 6 重度障がい者医療費助成制度の充実について
- 7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について
- 8 高齢者施設の整備に対する支援について
- 9 重症心身障がい児者の入所施設の整備について
- 10 特別支援学級における教員の複数配置について
- 11 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について
- 12 河川ごみの除去対策について
- 13 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について
- 14 再生可能エネルギーの普及制度の充実について
- 15 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(広域的重点課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

新規要望

1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の拡充について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

要望内容

<現状>

国が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画における目標を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、2020年（平成32年）までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、2025年（平成37年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とすることとされました。

当市では、国の基本方針及び「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ、2016年（平成28年）に「藤沢市耐震改修促進計画」を改定し、「平成32年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にする」目標のもと耐震化促進事業を実施しています。

1996年（平成8年）から「木造住宅耐震診断」補助事業、2006年（平成18年）から「木造住宅耐震改修工事」補助事業をそれぞれ開始し、平成29年度末までに耐震診断1,325件、耐震改修工事227件に対して補助を実施しています。また、平成22年度から「分譲マンション耐震診断」補助事業を開始し、平成29年度末までに15件に対して補助を実施しています。

東日本大震災や熊本地震による甚大な被害で地震に対する県民意識が高まっています。当市の「耐震改修促進計画」との整合性を図りながら、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に取り組み、県と共に平成32年度末までに、市内の住

宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を実現する目標達成に向けて、木造住宅や分譲マンション耐震化を促進することが必要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

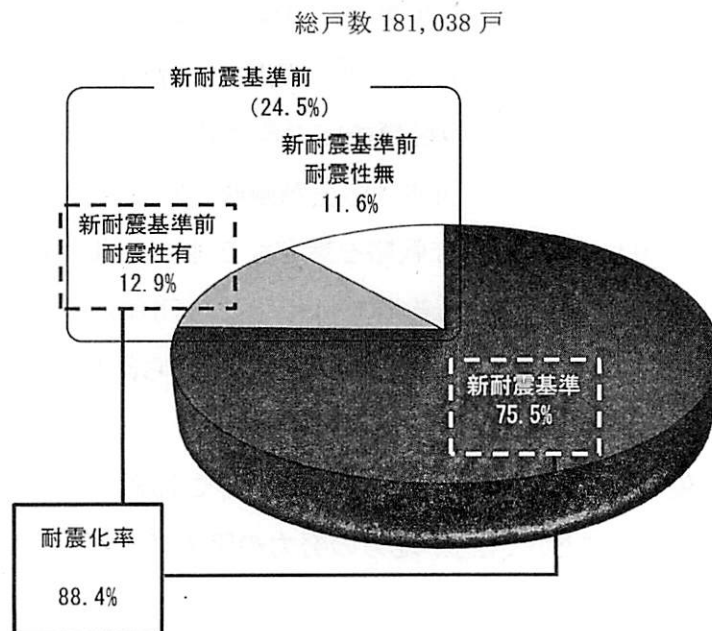
- 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

<効果>

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化が促進され、災害に強い安心・安全なまちづくりが推進されます。

参考資料

住宅の耐震化の現状（平成27年）



（藤沢市耐震改修促進計画 資料）

（市担当課 計画建築部 建築指導課）

継続要望

2 企業版ふるさと納税制度について

(要望先 政策局)

重点要望項目

企業版ふるさと納税制度については、地方財政制度上公平性を欠いているため、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

政府が平成28年度に導入した「企業版ふるさと納税」については、地方創生を推進する観点から、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附に対し税制上の優遇措置を行うものですが、この制度の導入により、寄附を行った企業は現行の損金算入措置に加え、法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を受けることができるため、その結果、企業の所在する地方公共団体は応分が減収となるものです。

この制度の対象となるのは、地方版総合戦略を策定する地方公共団体とされていますが、東京都、特別区、東京圏に所在する普通交付税不交付団体は対象外とされていることから、これらの団体においては目下の厳しい財政状況をさらに悪化させるものと懸念されます。

また、基礎自治体が税収確保や地域経済活性化のため、これまで自主的に行ってきた企業誘致等への成果を得ることができず、地方の努力の阻害に繋がりがねません。

<要望事項>

次の事項について要望します。

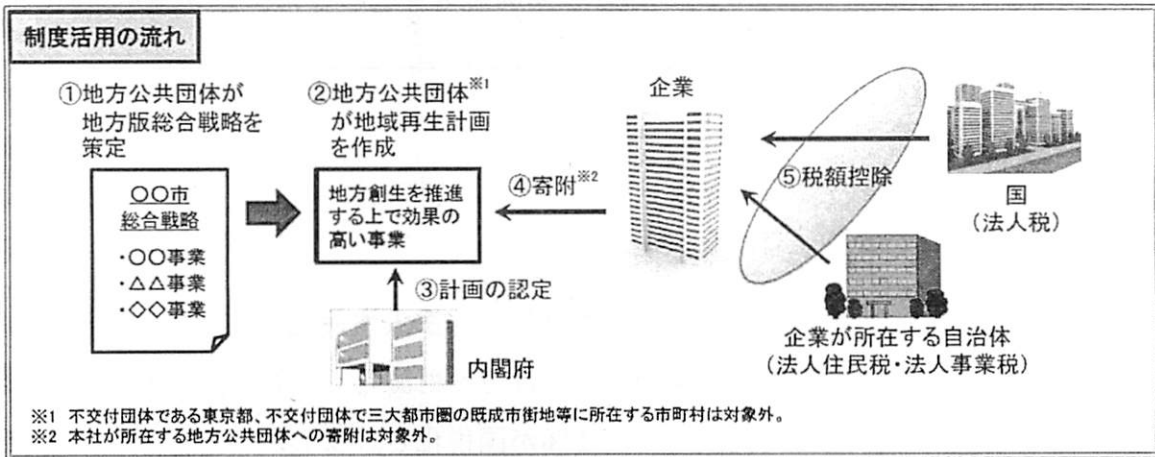
- 企業版ふるさと納税制度については、対象団体を限定せず、すべての地方公共団体に制度を適用するよう、国に働きかけること。

<効果>

基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

参考資料

企業版ふるさと納税制度の概要



次の都道府県、市町村への寄附については、本税制の対象となりません。

- I 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - II 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている市町村
- (※)首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等
 <平成29年度において対象外となる地方公共団体>
- 東京都
 - 埼玉県戸田市、和光市、三芳町
 - 千葉県市川市、浦安市
 - 東京都23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、羽村市、瑞穂町
 - 神奈川県川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町

(出典:内閣府地方創生推進事務局 Web サイト)

(市担当課 財務部 財政課)

継続要望

3 法人住民税の国税化見直しについて

(要望先 政策局)

重点要望項目

法人住民税は自治体固有の財源であり、その一部を国税化し、地方交付税の原資とすることは地方税制の基本原則や地方分権の考え方に反するものであることから、現在の税制改正の内容を見直すよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国は地方自治体間の税源の偏在是正を目的に、法人住民税法人税割の税率引き下げと合わせ、法人住民税法人税割の引下げ分を財源とした地方法人税を創設し、平成26年度から法人住民税額の4.4%が国税化されました。

また、平成28年度税制改正においては、消費税率10%への引き上げ時に法人住民税の法人税割の一部国税化を拡大することが盛り込まれ、消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置を受け、当市の法人住民税への影響は平成32年度以降から約13億円を超える減収が想定されています。

地方公共団体間における財政力の格差是正は、地方交付税財源の法定率引き上げにより国が財源を確保すべきであり、各自治体における貴重な自主財源である法人住民税の一部を国税化し、交付税の原資とすることは、地方税を充実するという地方分権の進展に逆行するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることは、地方税制の基本原則や地方分権の考え方に反するものであることから、現在の税制改正の内容を見直すよう、国に働きかけること。

<効果>

基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

(市担当課 財務部 税制課, 財政課)

新規要望

4 消防防災施設整備費補助金の充実について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

自治体の財政負担解消のため、消防防災施設整備費補助金の配分方針について、実態に即した見直しを行うよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

市町村の消防防災施設整備促進のため、消防防災施設整備費補助金に平成14年度から高機能消防指令センター総合整備事業が追加されましたが、国が示す同補助金配分方針には、消防指令業務の共同化に伴う整備に対する特別考慮や、装置を個別に整備する場合の原則配分無しが設定されています。

しかしながら、当市のように既存装置を更新する場合、各装置毎に保守期間や耐用年数が異なるため、諸条件を総合的に判断して、まだ使用可能な装置を含めて一括更新するよりも、個別に一部入れ替えを行うことが考えられます。

消防防災施設の整備は、市民の生命と財産を守るための喫緊の課題であり、自治体の大きな財政負担となります。

<要望事項>

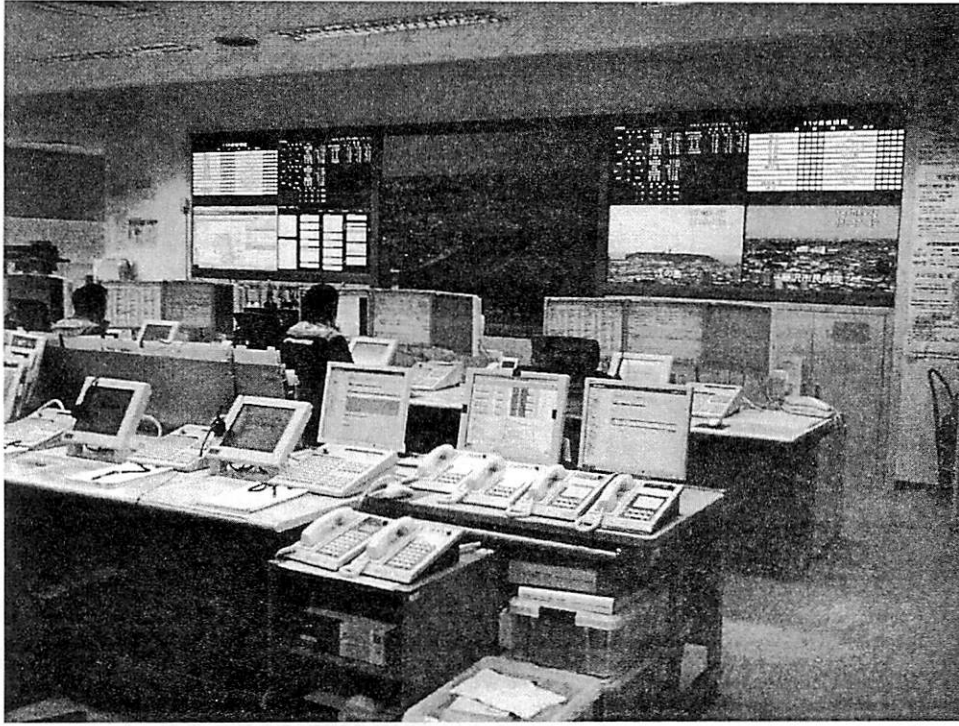
次の事項について要望します。

- 消防防災施設整備費補助金については、国が示す配分方針が、市町村の現状には即していないため、実態に即した配分方針とするよう国に働きかけること。

<効果>

国が示す配分方針が、実態に即したものとなることで、市町村の財政負担が軽減され、消防防災施設整備の促進に寄与します。

参考資料



消防防災施設（消防緊急通信指令システム）

（市担当課 消防局 警防課）

継続要望

5 公債費負担軽減対策制度の創設について

(要望先 政策局)

重点要望項目

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設するとともに、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国は、平成19年度から3年間の臨時特例措置として、財政状況の厳しい地方公共団体を対象に、徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件として地方向け財政融資資金に係る補償金免除繰上償還を実施しました。また、この制度は、深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という事態を踏まえ、更なる行政改革・経営改革を実施することを要件に、特例措置として平成24年度まで3年間の延長がされました。

本来、地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる補償金を支払う必要があります。この特例措置により、補償金を支払わずに繰上償還を行うことが可能となりましたが、平成25年度をもってこの措置は終了しています。

地方公共団体では、公共施設の老朽化に伴う機能維持のための大規模な更新投資をはじめ、新たな資金需要が発生するなど、厳しい財政状況にある中、過去の高金利時に借り入れた地方債が依然として多数存在しており、公債費縮減に当たっての阻害要因となっています。

地方公共団体における高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度の創設が必要とされます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設するよう国に働きかけること。
- 制度を創設する際には、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

<効果>

将来の公債費の抑制効果が得られるため、地方財政の健全化が図られるとともに、住民の将来負担の軽減につながります。

(市担当課 下水道部 下水道総務課)

継続要望

6 重度障がい者医療費助成制度の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

重度障がい者医療費助成制度について、精神障がい者の1級の入院についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。

また、重度の身体・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。

さらに、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

重度障がい者の医療費助成の対象者の増加に伴い、医療費助成額は毎年増加しています。当市の障がい者等医療費助成制度では、身体障がい者手帳1級から3級及び65歳以上で4級の一部、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A1・A2(重度)及びB1(中度)、65歳以上で寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。

神奈川県では、療育手帳B1(中度)の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障がい者保健福祉手帳1級の人の入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、県の補助要綱の見直しにより、2008年(平成20年)10月に一部負担金が導入されるとともに、65歳以上で新たに対象となった人が対象外とされ、2009年(平成21年)10月には所得制限が導入されました。

重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、県の要綱改正以降も市独自で助成を実施していますが、対象者の増加に伴い当市の財政負担も増加しています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 重度障がい者医療費助成制度において精神障がい者1級の入院医療費についても対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における対象者の一部負担金及び所得制限の導入を撤廃すること。
- 重度の身体・知的・精神障がい者の医療費助成制度における65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃すること。
- 地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

<効果>

財政的な支援の充実により、重度障がい者の健康の保持及び増進が図られます。

参考資料

県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障がい者手帳 1 級・2 級 (2) IQが 35 以下 (3) 身体障がい者手帳 3 級かつIQ50 以下 (4) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級 (通院のみ)	あり 通院 1 回 200 円 入院 1 日 100 円	【年齢制限】 65 歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障がい者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障がい者手帳 1 級・2 級・3 級及び 4 級の 一部(65 歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50 以下 (3) 精神障がい者保健福祉手帳 1 級(入院含む)・2 級 (4) 65 歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし 【所得制限】 なし

(市担当課 福祉健康部 福祉医療給付課)

継続要望

7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、住宅確保支援など、県市が連携した広域的な支援体制の構築を図ること。

要望内容

<現状>

児童養護施設では、さまざまな事情により、家族による養育が困難な子どもたちが生活していますが、高校卒業時の18歳で、就職又は進学等により退所することとなります。2017年(平成29年)の厚生労働省の「社会的養護の現状」によると、社会的養護が必要な対象児童は全国で約4万5千人とされ、中学校卒業後の進路については、一般に比べると進学率は低く、就職が多くなっています。

県内では、児童養護施設退所者が共同生活を行いながら、相談や日常生活上の援助、就業の支援等を行う場として、横浜市3カ所、川崎市1カ所、相模原1カ所、県域2カ所の計7カ所の自立援助ホームが運営されています。県域では、「湘南つばさの家」が男子の、「みずきの家」が女子の自立援助ホームとして運営されていますが、どちらも定員は6人となっており、児童養護施設退所者の受け入れの場が不足している現状があります。

児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな二つの試練に直面しますが、中には、住み込みや寮など居住先を優先し就職先を選択した結果、職場になじめず離職と同時に居住場所を失い、生活困窮に陥ってしまうケースもあります。居住場所がないことにより、次の就職先を見つけることができず、社会からドロップアウトするということがないよう、生活基盤として、自立援助ホームと同様の住宅確保支援が必要とされています。

当市には、2014年(平成26年)に、県の委託事業として、児童養護施設退所者等のアフターケア事業を行う「あすなろサポートステーション」が設立されましたが、相談支援

のみならず、自立を支援するための住居の設置など生活環境を保障することで、児童養護施設退所後の自立をさらに促すことができます。また、自立を支援するための住居の安定的な運営に向けた支援等、県と近隣市町が協力し、広域的な連携体制を構築することで、より効果的な支援が見込まれます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、自立援助ホームなど生活基盤である住宅を確保するための、広域的な支援体制の構築を図ること。

<効果>

児童養護施設等を退所し、就職する者等の支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与します。

(市担当課 子ども青少年部 子育て企画課)

継続要望

8 高齢者施設の整備に対する支援について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

入所者の安全を維持するため、特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の到来により、特別養護老人ホーム等の需要は、今後も引き続き高まると想定されます。また、特別養護老人ホーム等は、ショートステイ、デイサービスなどが併設されていることも多く、入所施設としての機能のみならず、社会資源として地域において大きな役割を担っています。

「かながわ高齢者保健福祉計画」においても在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図りつつ、特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなど、整備を進めていくこととしていますが、藤沢市内には、建築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、新設による整備だけではなく、建て替えも含めた既存施設の改修が課題となっています。

老朽化した施設において、入所者の安心、安全を確保するためには、相当規模の修繕工事を行うことが必要となり、特に、大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することとなるため、運営を行う社会福祉法人の財務体制にも大きな影響を与えることとなります。

既存の特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設の長寿命化を図り、入所者の安全を確保するとともに、施設の健全な運営を行えるよう、施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設する必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

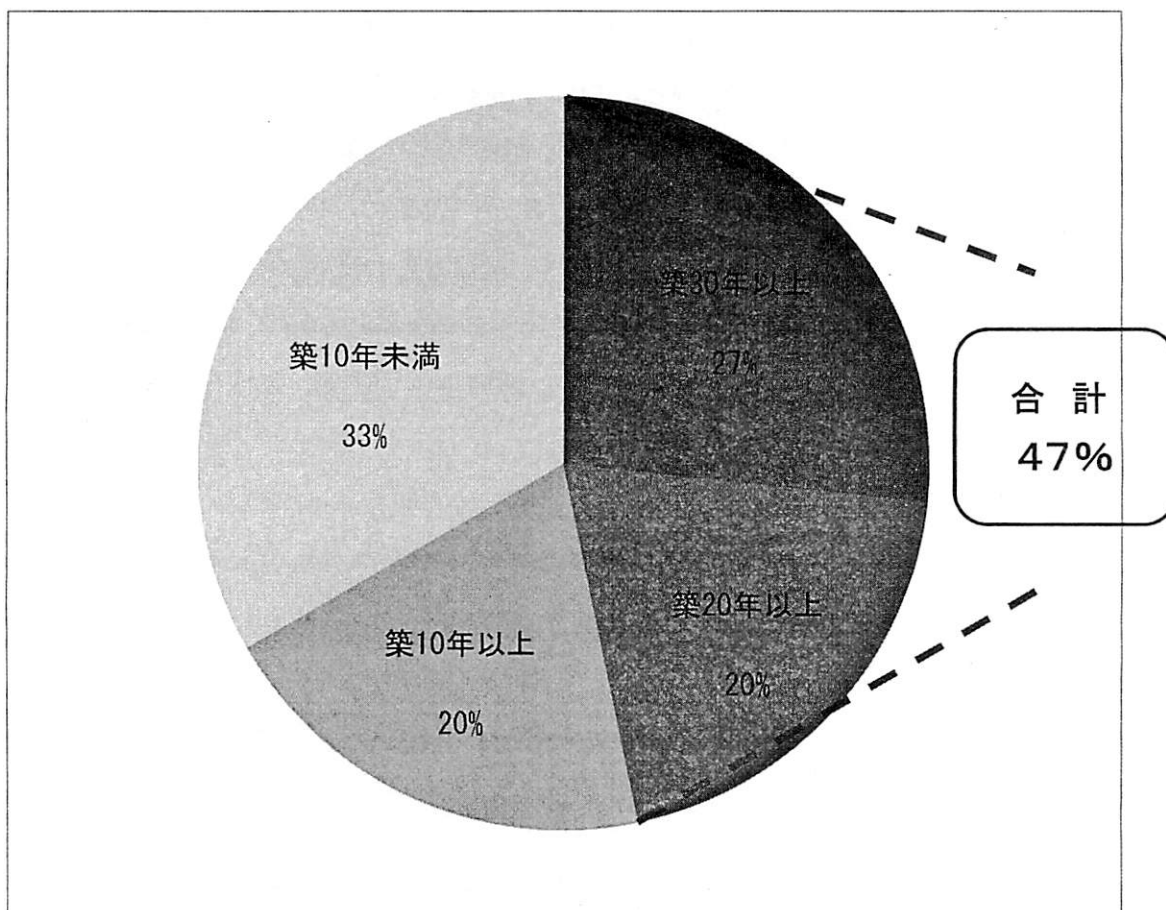
- 特別養護老人ホーム等の施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を創設すること。

<効果>

今後の超高齢化の進展に伴い需要の高まる特別養護老人ホーム等の安定的な運営を図ることができ、入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料

藤沢市内の特別養護老人ホームの建設年次別の割合



(市担当課 福祉健康部 介護保険課)

継続要望

9 重症心身障がい児者の入所施設の整備について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障害保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

要望内容

<現状>

重症心身障がい児者は、24時間にわたる介護や医療ケアを要することが多く、居宅介護や生活介護、訪問看護等の福祉・医療サービスを利用しながら在宅で生活している場合、介護する家族の高齢化などにより、介護者の負担は大きくなっています。

地域で安心して暮らしを実現するためには、継続的に介護と医療が提供される「住まいの場」が必要とされています。入所施設は、障がい児者の「住まいの場」としての機能だけでなく、家族のための「レスパイト*」機能や、施設がもつ支援のノウハウや専門人材を地域生活支援に提供する「専門性」、さらに、地域でのネットワークづくりなど地域福祉の拠点となる「地域性」などの機能を合せ持ち、地域生活を支援する上で重要な社会資源となるものです。

湘南東部障害保健福祉圏域は、県内政令市を含め重症心身障がい児者の入所施設がない唯一の圏域となっており、入所施設の整備を望む声が強くなっています。

福祉と医療を一体的に提供できる入所施設が整備されることにより、住み慣れた生活圏域での「住まいの場」の確保のみならず、短期入所機能を活用し、家族等介護者の負担軽減を図ることができるため、家族との在宅生活を少しでも長く過ごすことにもつながります。

*「レスパイト」…在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れ、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院等を利用すること。「休息」「息抜き」。

<要望事項>

次の事項について要望します。

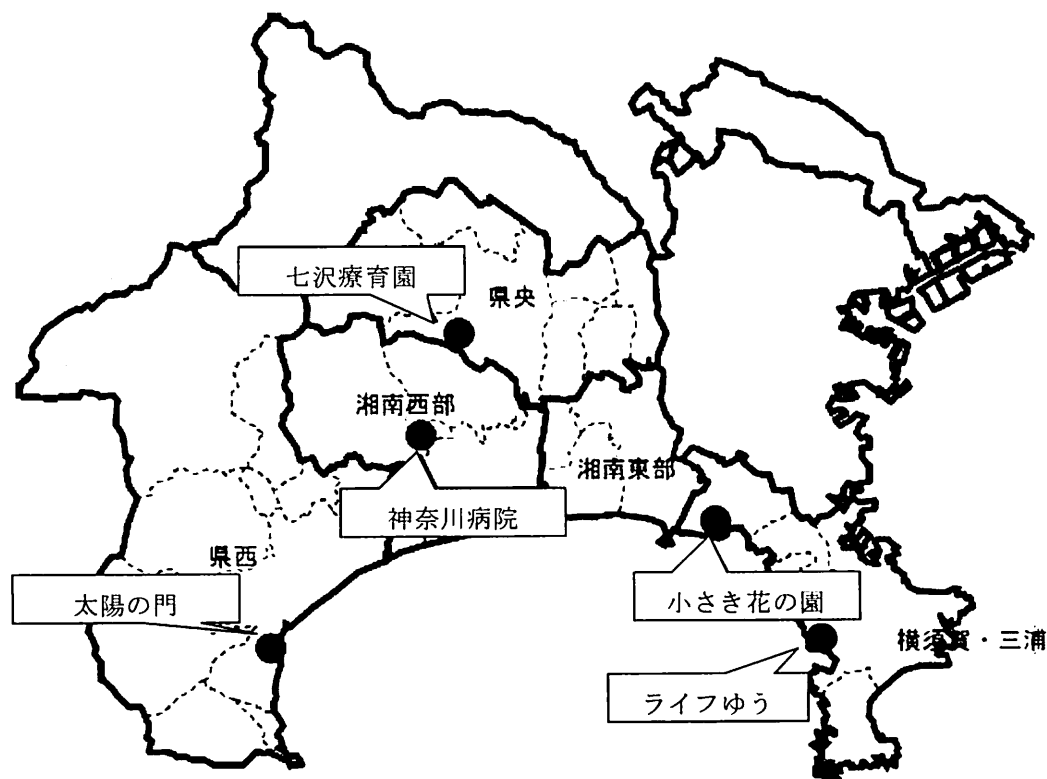
- 重症心身障がい児者が安心して暮らすために、長期入所施設のない湘南東部障害保健福祉圏域において「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設の積極的な整備推進を図ること。

<効果>

重症心身障がい児者の入所施設の整備により、障がい児者の増加に対応し、地域生活を支援することで、障がい者の安心な生活が確保されます。

参考資料

神奈川県障害保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況



(出典:神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉健康部 障がい福祉課)

継続要望

10 特別支援学級における教員の複数配置について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

要望内容

<現状>

特別支援学級への教員の配置については、児童生徒数が一定数を超えた場合に規定外定数として複数配置をするという神奈川県独自の基準が定められていますが、任用要件が生じた場合でも配置がなされないケースがあり、配置数が十分ではありません。

一方で、近年、障がいのある児童生徒の市立小・中学校への入学希望は増加傾向となっており、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・編入するケースが増えています。

また、児童生徒への指導・支援の内容は多岐にわたり、校内における交流学习の指導や関係機関との連絡・相談も密にとる必要があることから、担任が従来の業務を行うための時間数を確保することが困難な状況が生じています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

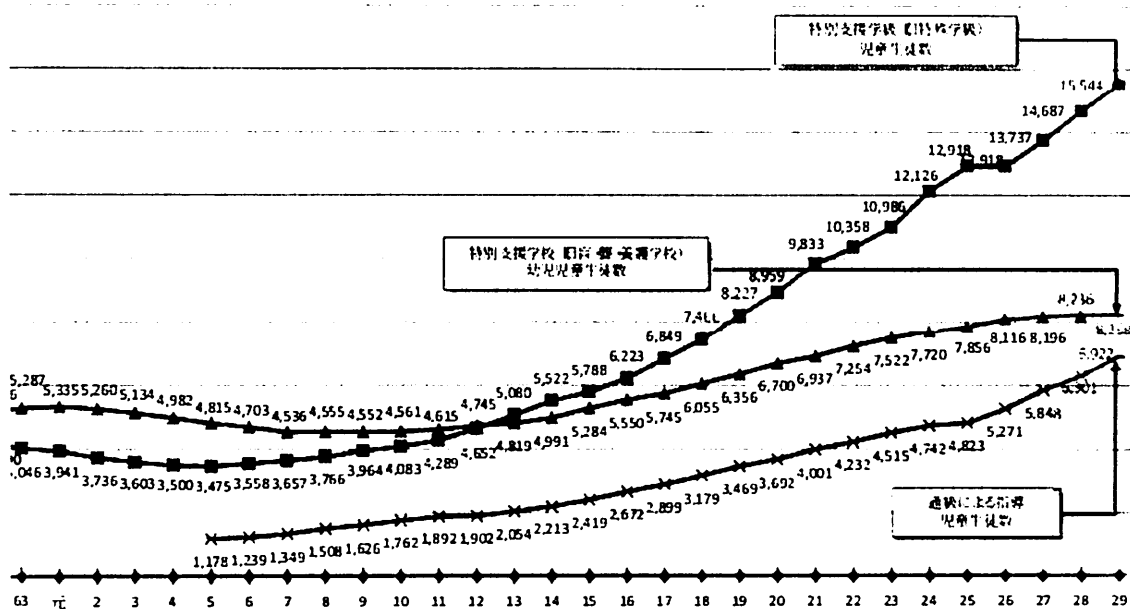
- 特別支援学級への教員配置については、県の基準に沿った適正な配置を行うこと。

<効果>

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの状態に応じたきめ細かな指導が可能となり、自立や社会参加への支援が推進されます。

参考資料

神奈川県の特別支援学級児童・生徒数の推移



(出典:平成29年度神奈川県の特別支援教育資料)

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

継続要望

11 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。

また、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の増を図ること。

要望内容

<現状>

近年、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒が増加するとともに、指導上の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒が安心して学校生活や学習を行うためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実が喫緊の課題となっています。

その役割を担う教育相談コーディネーターの重要性は増していますが、専任ではなく、特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者、養護教諭、教頭等が他の校務と兼務で担当しており、十分な時間がかけられない現状があります。そのため、支援を必要とする児童生徒の状況把握や関係教員と外部機関との連絡・相談のコーディネートを行うことが困難な状況となっていることから、専任化が必要とされています。

また、県が配置している「特別支援教育推進に係る非常勤講師」は、教育相談コーディネーター業務を担う教員の担当する授業の後補充、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒に対し、チーム・ティーチング、少人数指導、個別指導による教育支援を行っており、きめ細かな指導や支援の充実のために各校で効果的に活用がされていますが、支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあることから、十分な支援には至っていません。国は、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけを求めており、県教育委員会も校内支援体制の充実を図るために、教育

相談コーディネーター養成研修を実施し、その受講者を教育相談コーディネーターとして校務分掌に位置づけています。

さらに、特別支援教育推進に係る非常勤講師については、各校に支援が必要な児童生徒が多数在籍していることに加え、それぞれの抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られることから、ニーズが高まっている一方、配当時間数は年々削減傾向にあります。児童生徒一人ひとりに十分な支援を行い、児童生徒が安心して学校生活や学習が行えるよう、「特別支援教育の推進に係る非常勤講師」の時間数の増が必要です。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけること。
- 専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。
- 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の増を図ること。

<効果>

実情に即した支援体制を構築することにより、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えるとともに、よりきめ細かな支援を行うことが可能になります。

参考資料

特別支援教育の推進に係る非常勤講師の1週間あたりの当市配当時間数

	(時間)	
	小学校	中学校
平成21年度	350	140
平成22年度	346	130
平成23年度	346	134
平成24年度	340	132
平成25年度	328	132
平成26年度	318	132
平成27年度	308	131
平成28年度	308	131
平成29年度	308	131

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

12 河川ごみの除去対策について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸流出ごみの防止及び河川ごみの除去対策として、境川及び引地川両河川の定期的な清掃を行うとともに、広域的な河川クリーンキャンペーンを通じた県内一体的な美化活動の実施に取り組むなど、県においても積極的な対応を図ること。

要望内容

<現状>

境川においては、河川ごみの除去や相模湾へのごみ流出防止を目的として、最下流の藤沢市に河川除塵機を設置し、藤沢市のみで維持管理を行っています。しかし、藤沢市議会及び市民環境団体等から、河川の美化及び環境保全については、河川除塵機のあり方を含め、河川管理者が主体的に取り組むべきこと、また、単独自治体での対応には限界があるため、県が主体となって、河川の定期的な清掃等により美化を図ることが強く求められています。

除塵機の維持管理費用については、平成21年度まで、県から「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」として、対象経費(電気料金、修繕費用、ごみ収集・運搬費用)の1/3以内の補助があり、その後一時期、国庫補助の活用による代替措置が図られたものの、県の財政状況の悪化により、平成24年度以降は、除塵機の維持管理に係る費用はすべて藤沢市のみで負担をしている状況となっています。

海岸ごみの約70%は河川からの漂着ごみであるといわれる中、単独の自治体では対応に限界があります。さらに、湘南港(江の島)において、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が開催されることから、国内外に県全体をPRしていくためにも、より一層の海岸美化の推進が求められます。海岸美化と密接に関連する河川の美化に向けた取組を、河川上流域の自治体も一体となって推進していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 境川及び引地川両河川の上流域における河川ごみ対策を河川管理者として積極的に実施すること。
- 河川クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。

<効果>

境川・引地川の両河川の環境美化とともに、海岸清掃の軽減が図られます。

参考資料

年度別ゴミ収集量（単位:t）

（※引地川除塵機は、平成27年10月に故障し平成28年3月、平成30年3月に一部撤去）

(単位:t)					
年度	河川名	可燃物	不燃物	合計	両河川合計
H21年度	境川	0.680	0.900	1.580	3.750
	引地川	1.100	1.070	2.170	
H22年度	境川	1.180	1.125	2.305	5.250
	引地川	1.470	1.475	2.945	
H23年度	境川	1.320	1.150	2.470	6.080
	引地川	2.250	1.360	3.610	
H24年度	境川	1.400	1.050	2.450	5.810
	引地川	1.970	1.390	3.360	
H25年度	境川	0.900	1.060	1.960	4.170
	引地川	0.920	1.290	2.210	
H26年度	境川	1.330	1.110	2.440	5.990
	引地川	2.170	1.380	3.550	
H27年度	境川	1.500	0.970	2.470	3.730
	引地川※	0.720	0.540	1.260	
H28年度	境川	1.740	0.980	2.720	2.720
H29年度	境川	0.680	0.860	1.540	1.540

（市担当課 環境部 環境総務課）

継続要望

13 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸の環境保全を図るため、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成31年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国からの地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用し、県では、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に関する普及啓発事業を実施しています。そのうち、「(公財)かながわ海岸美化財団」が行う海岸清掃については、県と相模湾沿岸の13市町が1/2ずつ負担する負担金を元に実施されています。

平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、当初10/10の補助率により、海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しましたが、平成27年度は8/10、平成28年度から平成30年度は7/10と補助率が低下しています。海岸の環境悪化を防止するため、当市では、市単独の委託(追加清掃)により清掃回数を増やして対応している状況がありますが、平成30年度は市単独分の補助金が削減となり、当市での業務継続が困難になっております。

近年、記録的豪雨や台風等の影響により、緊急的な清掃が必要になることがある状況の中、補助金の補助率低下で十分な清掃回数確保が困難となり、海岸の美観を損ねるだけでなく、湘南海岸のイメージへの悪影響が懸念されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の補助率を10/10に復元し、平成31年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。

<効果>

年間を通して定期的な清掃回数が確保されることにより、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られ、海水浴場利用者の増加につながるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて美しい海岸を整備することで、観光産業の振興にも寄与します。

参考資料



片瀬東浜 江の島大橋付近（2017年10月台風21号による被害）



江の島西浦海岸（2018年3月大雨による被害）

（市担当課 環境部 環境総務課）

継続要望

14 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 産業労働局)

重点要望項目

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から、極めて重要です。特に、都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる分散型電源である住宅用太陽光発電の導入が進んでおり、今後も一層の普及拡大を図っていく必要があります。

2012年(平成24年)7月から開始された、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、特に太陽光発電に係る固定価格買取制度については、買い取り価格の引き下げが続いています。また、当市においては、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するため、平成26年度に『藤沢市エネルギーの地産地消推進計画』を策定し、重点プロジェクトに、「太陽光発電システム導入による地産地消プロジェクト」を定めました。

固定価格買取制度について、買い取り価格の引き下げが続いていること、東日本大震災から時間が経過し、再生可能エネルギーについての関心が薄れている傾向にあること及び太陽光発電に係る国の補助制度が、平成25年度をもって廃止されたことにより、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、ひいては、再生可能エネルギー全体の普及拡大の停滞につながる恐れがあります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

<効果>

エネルギー自給率の向上及び温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に寄与します。

参考資料

固定価格買取制度の推移(/kWh)

	H24	H25	H26	H27※	H28※	H29※	H30※
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円・35円	31円・33円	28円・30円	26円・28円
非住宅用(事業用) 太陽光(10kW以上)(税抜)	40円	36円	32円	29円・27円	24円	21円	18円

※住宅用太陽光…H27:33円、H28:31円、H29:28円、H30:26円(東京・関西・中部電力管内(出力制御対応機器設置義務なし))

H27:35円、H28:33円、H29:30円、H30:28円(それ以外の電力管内(出力制御対応機器設置義務あり))

※非住宅用(事業用)太陽光…H27.4~6月:29円、7月~:27円

国・県の補助制度の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国	1kW当たり	35,000円	20,000円	—	—	—	—	—
	上限	899,109円	899,110円	—	—	—	—	—
県	1kW当たり	15,000円	15,000円	15,000円	ZEH導入 事業へ移行	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業	ZEH 導入事業
	上限	52,000円	50,000円	50,000円				
	条件	市を通じ て補助	県単独・ HEMS必須	県単独・ HEMS必須				

※HEMS:エネルギー管理システム(エネルギー消費機器をネットワークで接続し、稼働状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御を可能にするもの。)

※ZEH:太陽光発電システム、HEMS機器に加え、高性能の省エネ機器、断熱材の壁等を導入して、年間の一次エネルギー消費量をゼロ以下にする住宅。

(市担当課 環境部 環境総務課)

継続要望

15 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてJR東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成19年度には神奈川県、鎌倉市及び当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら実現に向けて努めているところです。平成22年度には村岡・深沢地区の土地利用計画がまとめられ、現在は、地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めています。

まちづくりを進める中、核となる新駅設置に向けたJR東日本への働きかけの強化、具体的な事業スキームの構築及び広域的な都市拠点を支える広域幹線道路の整備計画の策定が喫緊の最重要課題となっています。これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠となります。

<要望事項>

まちづくりに関する支援として、次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けた共同組織を立ち上げること。
- 開発・整備・広域幹線道路に係る整備計画を策定すること。
- 組織及び計画に係る財政面、制度面、体制づくりに向けた支援を図ること。

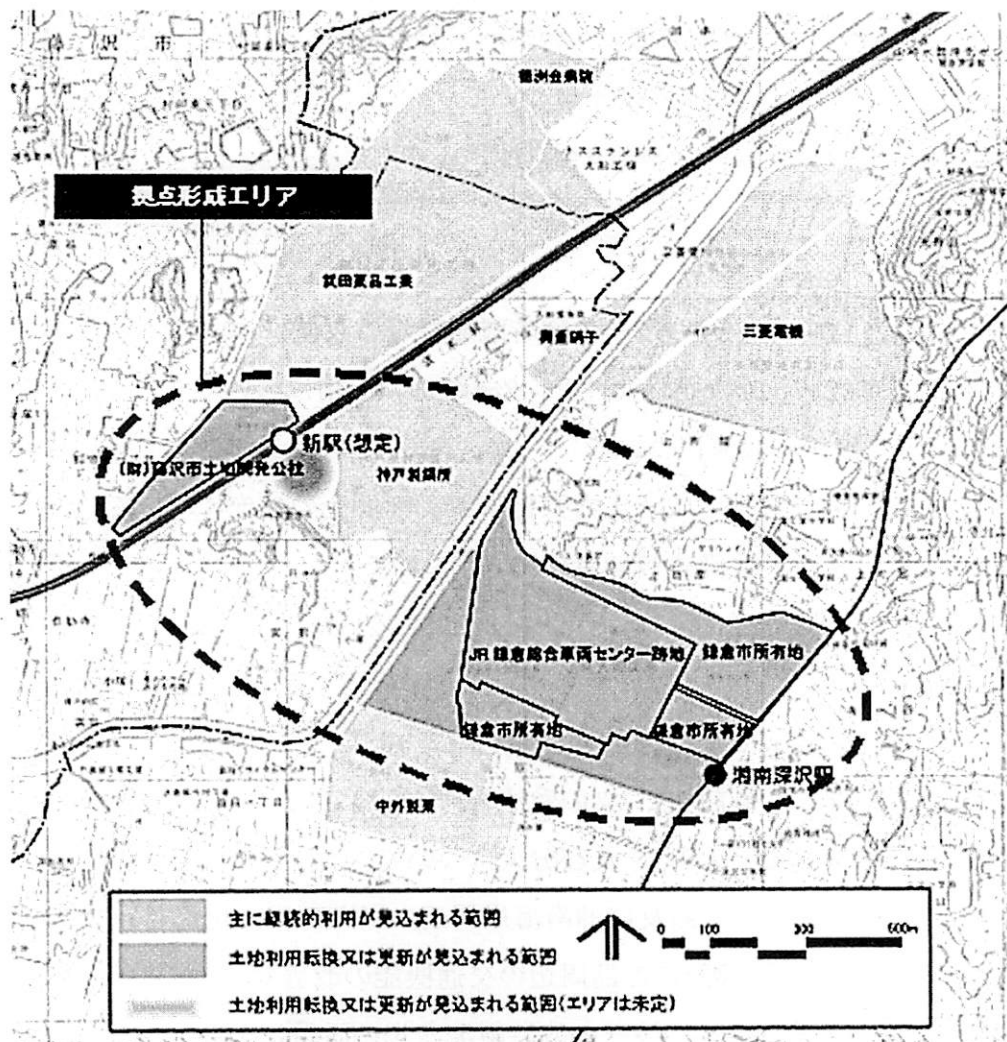
<効果>

武田薬品工業(株), (株)神戸製鋼所, 三菱電機(株), 中外製薬(株)などの高度な研究, 開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは, 更なる研究開発機能の集積につながることから, 神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化に寄与します。

また, 新駅の設置により, 公共交通への利用転換によるCO2削減や環境配慮型のまちづくりを実践することで, 先進的なまちづくりのモデル都市が形成されます。

参考資料

村岡・深沢地区全体整備構想(案)概況図



(市担当課 都市整備部 都市整備課)

県所管別要望一覧

※凡例

(オリンピック関連)…東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望

(個別)…個別重点課題

(広域)…広域的重点課題

政策局

(オリンピック関連)1-⑦関連事業に活用可能な補助金の拡充について	5
(オリンピック関連)2-③相模湾沿岸地域の魅力の創出について	7
(個別)9 ロボット産業の振興に対する支援の充実について	25
(広域)2 企業版ふるさと納税制度について	39
(広域)3 法人住民税の国税化見直しについて	41
(広域)5 公債費負担軽減対策制度の創設について	45

くらし安全防災局

(オリンピック関連)1-⑥ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	5
(オリンピック関連)2-①かながわ女性センター跡地の活用について	6
(個別)1 GPS波浪計の設置について	9
(広域)1 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の拡充について	37
(広域)4 消防防災施設整備費補助金の充実について	43

スポーツ局

(オリンピック関連)1-①漁業関係者等との調整について	2
(オリンピック関連)1-②事前キャンプの受け入れについて	2
(オリンピック関連)1-③聖火リレー及び分火について	3
(オリンピック関連)1-④江の島及び湘南海岸周辺のバリアフリー化について	4
(オリンピック関連)1-⑤片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について	4
(オリンピック関連)1-⑥ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	5
(オリンピック関連)1-⑦関連事業に活用可能な補助金の拡充について	5
(オリンピック関連)2-②マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について	2

環境農政局

(個別)7	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	21
(個別)8	不法投棄の防止について	23
(個別)13	クロピラリドを含む粗飼料の輸入禁止について	33
(広域)12	河川ごみの除去対策について	59
(広域)13	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の補助率復元について	61

福祉子どもみらい局

(個別)3	介護支援専門員研修等の充実について	13
(個別)4	生活困窮者自立相談支援事業の広域実施について	15
(個別)9	ロボット産業の振興に対する支援の充実について	25
(広域)6	重度障がい者医療費助成制度の充実について	47
(広域)7	児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について	49
(広域)8	高齢者施設の整備に対する支援について	51
(広域)9	重症心身障がい児者の入所施設の整備について	53

産業労働局

(個別)9	ロボット産業の振興に対する支援の充実について	25
(広域)14	再生可能エネルギーの普及制度の充実について	63

県土整備局

(オリンピック関連)1-①	漁業関係者等との調整について	2
(オリンピック関連)1-④	江の島及び湘南海岸周辺のバリアフリー化について	4
(オリンピック関連)1-⑤	片瀬・江の島周辺の交通機能の改善等について	4
(オリンピック関連)2-①	かながわ女性センター跡地の活用について	6
(個別)7	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	21
(個別)10	道路の整備促進について	27
(個別)11	相鉄いずみ野線の延伸について	29
(個別)12	河川の整備促進について	31
(広域)15	村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について	65

教育委員会

(個別)5	学校教育施策の充実について	17
(個別)6	特別支援学校の過大規模解消について	19
(広域)10	特別支援学級における教員の複数配置について	55
(広域)11	教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置について	57

県警本部

(オリンピック関連)1-⑥	ヘリコプターの臨時離発着場の設置について	5
(個別)2	街頭防犯カメラの設置について	11
(個別)7	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	21
(個別)8	不法投棄の防止について	23



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL(0466)50-3502

FAX(0466)50-8436

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>